

Care in the **Family**. (家族扶助) + **相互扶助**



Care **out of** the Community. (入所施設)

ビバレッジ報告 (1942) 「**ゆりかごから墓場まで**」福祉国家主義



→ **保護主義・隔離主義への批判** → **ノーマライゼーション**



憲法第25条 → **申請制度**

Care **in** the Community. (在宅福祉)

↓ ○1989: 居宅3事業の法制化 → **地域の中での公助**

Care **by** the Community. (地域福祉)

→ **地域による公助 + 共助・近助 + 自助**

○2000年 社会福祉法: 「**地域福祉**」の導入

○ **2016年 ニッポン一億総活躍プラン** 「**地域共生社会の実現**」

○2018年施行 社会福祉法改正: 行政の公的責任の明確化

社会福祉法人の社会貢献の努力義務化

○2021年施行 「**地域共生社会の実現のための社会福祉法**」

重層的支援体制整備事業 「**相談支援**」 「**参加支援**」 「**地域づくり支援**」

○ **2024年4月 孤独・孤立対策推進法**

社会的つながりが弱い人のニーズ特性

7

● 声を奪われて、支援ニーズが表明できない

- 様々な理由(困難を自己責任とみなす社会的風潮等を含む)から、自ら声を上げることができない。⇒ ニーズが潜在化しやすい。
- SOSを出すことを躊躇したり、それを隠そうとするだけでなく、思い切って出したSOSが受け止められないと、孤立はますます深まり、状況がさらに悪化する。

● 多様化、深刻化、複合化

- 長期に渡る生活の積み重ねの中で、時間とともに多様化したり、深刻化して支援が困難になっている場合が多い。

● 「受援力」の弱さ

- 結果として、生きる意欲が低下していたり、自暴自棄になっている場合も多く、支援者と信頼関係を形成し、関係構築していくことが難しい

- 日本学術会議(2018)「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について」

“社会的孤立のリスク”がもたらされる悪影響

①「自分自身からの疎外」

→人は他者をとうして自分の状態を知る

自分とは何か、自分の存在、さらに自分の城塞さえ正確に認識することが困難となり「自己認知不全」を起こす

②生きる意欲「生きる意欲の低下、働く意欲の低下」

→何のために働くのか：内的動機づけ

→誰のために働くのか：外的動機づけ

→意欲の低下は自殺の危険性を高める

③「社会的サポートと繋がらない」

→良い制度も、知らない、教えてくれる人がいない、
つないでくれる人がいないと存在しないと同じ

→対処が遅れ問題が深刻化し社会保障のコストも増大する

出典：厚労省オンデマンド研修2023伴走型支援(奥田知志)

伴走型支援の考え方(NPO法人抱樸理事長：奥田知志)

<https://www.youtube.com/watch?v=i2OAiwL-Vs0&list=PLMG33RKISnWhyvfgPO9bKzgp2qkKWBXEZ&index=2>

新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲ）の支援を一体的に実施

Ⅰ 相談支援 断らない支援

○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

○以下の2つの機能を強化

- ①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
- ②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ 参加支援

○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（Ⅱ 1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（Ⅱ 2）を実施

（Ⅱ 1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど

（Ⅱ 2）就労支援、見守り等居住支援 など

○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

○以下の場及び機能を確保

- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
- ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援
を実施

Ⅲ 支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）

重層的支援体制整備事業 国研修「伴走型支援の考え方」について

重層的支援体制整備事業は、以下の3事業を一体的に取り組む

①多機関協働事業

②参加支援事業

③地域づくり支援

①多機関協働事業☞社会資源・各種制度とのつながりを増やす

実施内容:市町村全体で包括的な支援が行われるよう支援関係機関等の調整機能を果たす

- ・複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行う。
- ・支援終結後支援の主担当となる機関を設定し、本人や世帯に伴走する体制を確保する。

出典:厚労省オンデマンド研修2023伴走型支援の考え方(NPO法人抱樸理事長:奥田知志)に一部追記

<https://www.youtube.com/watch?v=i2OAiwL-Vs0&list=PLMG33RKISnWhyvfgPO9bKzgp2qkKWBXEZ&index=2>

重層的支援体制整備事業 国研修

「伴走型支援の考え方」について

②参加支援事業👉本人とのつながりを増やす

実施内容:本人の自律に向けて、本人と地域社会とのつながりを作る。

- ・個人の自律を叶えるため、柔軟な社会参加の実現に向けた支援を行う。
- ・地域社会とのつながり作りに向けて、本人や世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握、地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行う。
- ・マッチングした後も、本人の状態や希望にそった支援が実施されているかフォローアップする

③地域づくり事業👉相互的なつながりを増やすための仕組みづくり

実施内容:地域の中で、つながり支えあう取組が生まれる環境整備を行う。

- ・共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と資源がつながり支え合う取組が生まれやす環境を整える。
- ・顔の見える関係性や気かけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていく。

出典:厚労省オンデマンド研修2023伴走型支援の考え方(NPO法人抱樸理事長:奥田知志)

<https://www.youtube.com/watch?v=i2OAiwL-Vs0&list=PLMG33RKISnWhyvfgPO9bKzgp2qkKWBXEZ&index=2>

伴走型支援における大切な働き

①「つながる」

- ☞「助けて」と言わない、言えない人へのアプローチ
- ☞孤立の壁突破のための知識や技術
- ☞信頼の構築のために必要なもの・・・技術と心（伴走の意識）

②「つなぐ」

- ☞「つながり」を抱え込まない
- ☞「つなぎ」先の社会資源、地域、キーパーソンの確保と形成
- ☞「対個人」と「対社会」

③「もどし」と「つなぎ直し」

- ☞不安定な社会・・・第二の危機、第三の危機は前提
- ☞「つなぎ」後の俯瞰的な「緩やかな見守り」
- ☞地域との連携の常態化（情報交換）
- ☞本人や「つなぎ」先に問題が生じた時、早期に「もどす」
- ☞早期発見・・・予防的対応
- ☞本人の意向を元に「つなぎ直す」

出典：厚労省オンデマンド研修2023伴走型支援の考え方(NPO法人抱樸理事長：奥田知志)

<https://www.youtube.com/watch?v=i2OAiwL-Vs0&list=PLMG33RKISnWhyvfgPO9bKzgp2qkKWBXEZ&index=2>

地域共生社会の実現に向けては、

“広場”と**“砦”**を築くこと！

“広場”＝地域づくり支援

一般市民が共感し協働する

一般コミュニティの構築

＝地域（エリア）内での同一性感情・仲間意識

「一般的コミュニティは、多数の地域住民に

共通な関心や問題意識に従って成立するもの」

「コミュニティ」とは、成員のあいだに相互的援助が保障され、かつそれ（相互的社会関係）を経験する人に幸福感を与えるような相互的社会関係のネットワーク(a network of reciprocal social relationships)が存在すること

「一般的コミュニティは、多数の地域住民に共通な関心や問題意識に従って成立するものであるから、地域における少数者の問題や供給は、一般的なコミュニティを形成する契機となりにくいという傾向がある」(岡村重夫(1974)『地域福祉論』)

地域共生社会の実現に向けては、 “広場”と“砦”を築くこと！

“砦”＝参加支援

福祉コミュニティの構築

社会的に弱い立場陥りやすい**当事者・家族の
代弁者・共感者との連帯意識を核とする場づくり**

福祉コミュニティとは

「コミュニティの一般的社会状況のなかで、とくにこれらの**社会的不利をもつ少数者の特殊条件に関心を持ち、それらのひとびとを中心として「同一性の感情」をもって結ばれる下位集団**」
(岡村重夫(1974)『地域福祉論』)

参加支援とは

「介護・障害・子ども・困窮等の**既存制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓**を行い、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復できるように支援します。」

重層的支援体制整備事業における 「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の一体的支援

相談支援	・まるごと受け止める(背景の困りごとを受け止める) ・本人の困りごとを整理して伝える (信頼関係形成により潜在的ニーズを顕在化する) ・アウトリーチ(脱申請主義)を丁寧に行う ・多職種連携(人)から他機関協働(機関や組織)のコーディネート (ソーシャルキャピタル)
参加支援 (福祉コミュニティ)	役割や出番、人間関係をつくる支援 ＝社会的孤立を防ぐ＋アドボカシー(権利擁護の視点) →生きる意欲、生きる目的。エンパワーメント →インフォーマルな場(雅び)への参加や(ない場合の)場の創造
地域づくり支援 (一般コミュニティ)	存在が承認される地域 持続可能な地域社会 民生委員児童委員・福祉委員・自治会・ボランティアのエンパワーメント 多様性や包摂性／排除や差別 住民自治 交流・参加・学びをコーディネートする(福祉教育機能)